

## 第4章 施策の展開

### 1 地域における子育ての支援

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

##### ①こども支援センター「かがやき」及び子育て支援センター「つくし」の充実

名張市こども支援センター「かがやき」では、定期的に開催する運営委員会での提言を反映して、子育て支援に関する様々な事業を展開し、子育て支援の拠点施設としての役割を果たします。

また、課題となる父親の積極的な子育てへの参加を促進するため、平成21年より開催している父親のための土曜子育て広場『サタパパ広場』の定期的・継続的な開催に努めます。

子育て支援センター「つくし」については、医療及び保育の相談窓口や、親子の交流する場の提供等を行うなどの地域の子育て支援事業を今後も引き続き推進し、さらなる機能の充実、事業内容の拡大とともに、施設利用について周知を図ります。

##### ②なかよし広場事業の充実

子育て中の親子が地域の中で気軽に集い、悩み事の相談や親同士が交流できる場として、公民館や集会所において開催している既存の地域のなかよし広場がその機能を果たせるよう、利用者のニーズに合った取組を今後も模索し、広場の充実と地域の子育て力の向上を図ります。

また、関係者の資質の向上を図るため、交流会や研修会を実施するとともに、広場事業を実施していない地域については、実態調査等による現状把握を行い、広場の開催に努めます。

##### ③保育所等の子育て支援機能の周知・充実

各保育所や幼稚園の社会的責務である「地域の子育て家庭に対する支援」を果たすため、入所（園）児童の保護者に対する支援のほか、地域における子育て支援の場として、保育士や幼稚園教諭等の育児支援の専門知識を活用した相談等による支援を行います。

保育所等が地域の共有財産として、広く利用され活用されるよう、保育に支障がない限り、保育所機能（施設・設備等）の開放や子育て等に関する相談や援助、子育て家庭の交流の場の提供等に努めます。とりわけ、民営化を進めていく中で、公立・私立がともに協力しあいながら地域の子育て家庭への支援を促進します。

##### ④子育てサークル活動の充実

現在、市内で9団体ある子育てサークルは、7団体がサークル連絡協議会に加入し、2団体が未加入となっている状況の中で、サークル連絡協議会への支援強化等により、既存サークルの存続と充実を図りながら、各地域で自主的に集っているグループなどの掌握や、サークルとしての登録を勧めるほか、今後もサークルのメンバーを始め子育て中の家庭に情報発信を行うとともに、活動の場の提供や、サークルの資質向上に向けた取組に努めます。

## ⑤ファミリー・サポート・センターの周知・充実

ファミリー・サポート・センターの事業周知と会員数の増加のための広報活動や、入会希望者のニーズに対応した日程で説明会の開催に努め、積極的な会員増加の取組を進めます。

また、軽い病気または病気回復期にある児童や夜間及び宿泊を伴う児童の預かりを行う子育て支援緊急サポート事業については、サポート体制の充実に努めるとともに、制度の周知を図ります。

## ⑥子育てに関する情報提供の充実

各種子育てサービスに係る情報を一元的に把握し、必要な情報提供や適切な相談窓口の案内、連絡調整などを行い、コーディネートを行う職員の位置づけの確立や、資質向上のための研修の機会の提供に努めるなど、子育て中の親が必要な情報を的確に入手できる体制作りを推進します。

平成19年4月より実施している「こんにちは赤ちゃん訪問」(乳児家庭全戸訪問)事業において、かがやきの事業概要やファミリー・サポート・センター事業等の情報提供を行っていますが、今後は、さらなる媒体を活用し、継続した周知・啓発を行い、子育て全般に関する情報提供を積極的に努めます。

## (2) 保育サービスの充実

### ①多様な保育サービスの提供

平成20年度に民営化した箕曲保育園に引き続き、平成22年度より年次的な公立保育所の民営化を推進し、継続的な保育サービスの提供に努めます。

また、保育サービスは、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、民間活力の導入により、休日保育や延長保育等の適切な対応を行うとともに、サービス提供の充実に努めます。病後児保育についても、医師会との連携を進め、実施に向けた取組を推進します。

さらに、短期入所生活援助事業（名張市子育て支援ショートステイ事業）において、2歳未満児童が入所可能となるよう、県内の関係施設に協力を求めます。

### ②待機児童解消の推進

待機児童の解消に向けては、今後ますます、入所希望者が増加傾向になることが予測されることから、民間保育所の誘致や家庭的保育事業（保育ママ制度）、認定こども園制度、幼稚園の預かり保育などの多様な保育の取組や認可外保育所との連携や支援を検討し、保育サービスの量的な拡充と手段の多様化を図ります。

### ③保育士等の研修の充実及び第三者評価の導入

多様化する保育ニーズへの対応や子どもの健やかな育成と保護者の安心の確保に向けて、民間保育所も含め、全保育所を対象にした職員研修の実施や関係機関が開催する研修等への積極的な参加を促進し、職員全体の専門性の向上や一人ひとりの資質の向上に努めます。

また、民営化が進む中、民間保育所に対しても研修への積極的な参加を求め、名張市における保育サービスの質の向上をめざします。

現在、第三者評価の導入には至っていませんが、保育所の民営化に伴い、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から保育サービスの質について評価する第三者評価事業の実施を促進します。

### (3) 子育て支援のネットワークの充実

#### ①子育て支援団体の育成支援とネットワークづくり

かかやきに登録されている子育て支援団体について、それぞれの団体の特色を生かし、多様な子育てニーズに対応しきめ細やかな支援を図るよう、ネットワークの強化に努め、行政と子育て支援団体との協働による子育て家庭への質の高い支援を図ります。

### (4) 児童の健全育成

#### ①子どもの人権の尊重

「名張市子ども条例」に基づき策定した「ぱりっ子すくすく計画」に沿って、子ども会議（ぱりっ子会議）や毎年11月21日から27日の「子ども権利週間」での「子どもの権利フォーラム（ぱりっ子ひろば）」を開催するなど、子どもの権利保障の普及・啓発や子どもの権利を基本とした子どもの健全育成に向けて、積極的に子ども施策を推進します。

#### ②放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブの運営については、引き続き、各校区の関係機関で組織された運営委員会に事業運営を委託することにより、地域が一体となって地域の実情に応じて運営する多様な放課後児童対策を進めます。

また、仕事と子育ての両立支援に向けて、留守家庭児童の健全育成を図る放課後児童対策として、放課後子ども教室との連携も視野に入れながら、受け入れ児童の定員や学年の拡大、時間の延長等、事業の充実を図るとともに、指導員の資質向上のための研修の充実や、施設の整備に努めます。

#### ③地域で子どもを育てる環境づくり

地域における子どもの健全育成に係る取組を総合的に実施する組織体制を確立し、ぱりっ子すくすく計画に基づき、子どもを育む地域活動を奨励・支援し、関係機関や行政と協働した子育てのための相互支援活動への積極的な取組を促進します。

### (5) 経済的支援の充実

#### ①子育て家庭への経済的支援の充実

子ども手当制度による子育て家庭に対する経済的な支援の他、保育料の軽減や私立幼稚園就園費の一部補助など、子育てに欠かせない経済的負担の軽減を推進します。

また、乳幼児医療費助成対象年齢について、県下各市町と連携し、三重県に対し範囲拡大の要望をする等、乳幼児医療費の助成を推進します。

## 2. 母性及び乳幼児等の健康の保持増進

### (1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保、不妊への支援

#### ①不妊への支援と妊娠・出産・育児に関する知識と情報の支援

妊婦自身が妊娠についてよく理解し、妊娠・育児に伴う不安を軽減できるよう、早期（妊娠 11 週まで）に母子健康手帳を発行するとともに、妊娠期間中の健康管理の重要性や出産、育児に関する知識が学べる教室の開催や育児経験者等との交流の場の提供を行います。

妊婦の状況を把握し、個々の妊婦の状況に応じた支援を行うため、「こんにちは赤ちゃん訪問」（乳児家庭全戸訪問）事業を推進するとともに、妊婦にやさしい環境づくりを推進するため、マタニティマークの配布・啓発事業を推進します。

子どもを希望しながらも恵まれない夫婦への支援として、特定不妊治療の支援を行い、併せて、不妊治療に関する理解を深めます。

#### ②安心して出産ができる妊娠・出産体制の整備

出産年齢の上昇等に伴い、健康管理がより重要な妊婦が増加傾向にあるなかで、経済的理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられることから、妊婦健康診査の公費負担回数や内容の充実を図り、母体や胎児の健康確保に努めます。

また、県外において妊婦健康診査を受けた場合も、公費負担が受けられる体制を充実するとともに妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦に対する周知・広報に取り組みます。

さらに、名張市内において、安心して出産に臨めるよう、地域開業産科医等の支援体制への充実に努めます。

### (2) 育児や子どもの健やかな発達支援

#### ①育児や子どもの発達、健康の予防対策に関する知識と情報の支援

育児に対する不安が増加するなか、発達時期に応じた乳幼児健康診査や健康相談の場において、予防接種や歯科保健、事故防止等、子どもの健康増進や予防対策についての知識や情報を提供します。

また、子どもの成長に合わせた離乳食を楽しく進めていくよう離乳食教室等の開催を行います。

#### ②子どもの成長や発達、親子関係の困難さの早期発見と対応

社会問題ともなっている子育ての孤立を防ぐために、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問して、様々な不安を聴取し、子育て支援に関する助言や情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結び付けます。

また、発達段階に応じた乳幼児健康診査や健康相談の質の維持、向上を図り、疾病の早期発見や発達特性、育児状況を確認し、助言や育ちの支援を行います。

さらに、親子教室や発達支援教室を開催し、健やかな親子関係の保持や子どもの発達支援を促進します。

### (3) 食育の推進

#### ①幼稚園・保育所における食育の推進

引き続き「6月の食育月間、毎月19日の食育の日」等の機会を通して、家庭での食育の大切さを啓発するとともに、子どもたちが自らの健康を守り豊かで健やかな食生活を送ることができる能力を育むため、食に関する学習の機会を提供します。また「食べ物を選択できる力」「味がわかる力」「食べ物の大切さを知る力」「自分で料理できる力」を育むため、野菜の栽培、収穫体験などの食育の取組を地産地消も含め積極的に推進します。

#### ②小・中学校における食育の推進

子どもが将来にわたって健康に生活していくよう、栄養や食事の取り方などについて自ら判断し、実践していく「食の管理能力」や「望ましい食習慣」を育むために、各校における食に関する課題・目標とそれに係る取組について把握し、児童・生徒の実態に応じた食育を推進します。

また、安全性を考慮した多様な食品を組み合わせ、栄養バランスに充分配慮しながら、食文化の継承、地産地消についても進めています。

さらに、食育は学校教育と家庭教育とが両輪として推進していく必要があるため、家庭への啓発と協力を求める体制づくりも推進します。

#### ③思春期における食育の推進

ダイエット等による成長期の栄養不足は、貧血や無月経、骨粗しょう症を招く危険があることから、必要な栄養をバランスよく摂取することを子どもが自ら考え、自ら判断できる能力を身につけることができるよう、適切な情報を提供するなど、ライフステージに応じた食育を推進します。

### (4) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

#### ①思春期の発達に伴う変化、性や健康に関する知識と情報の支援

思春期の身体的・精神的な健康を増進し、生涯を通じて自らの健康を高める能力を育てるため、家庭、地域、学校において、適切な情報を提供し、子どもが自ら考え、自ら決定できる能力を身につけることができるよう支援します。

学校においても養護教諭などの教職員の相談活動、スクールカウンセラー等の配置の促進、保健室の相談機能の充実を図ります。

家庭、地域、学校等が連携して、思春期における問題に対応できるよう学校保健委員会等により、子どもたちの健康問題の解決に取り組みます。

### (5) 小児医療の充実

#### ①小児地域医療の充実

市立病院の小児科医師の充実を図り、市立病院小児医療センターの整備に努めます。

また、一次医療・二次医療のすみ分けの意識啓発に努めるとともに、市立病院小児医療センターや地域医療機関との機能分担と機能連携を強化して、安心、かつ安全で信頼できる小児地域医療体制を充実します。

## ②小児救急医療の充実

市民一人ひとりが、より身近なところで医療サービス・相談等を受けることが出来る「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」・「かかりつけ薬局（薬剤師）」を持つことの必要性や、県が実施している「みえ子ども医療ダイヤル・#8000」等を、積極的に広報し、安心して生活出来る体制づくりに努めます。

引き続き、地域医師会の協力を得て、応急診療所の小児診療の充実を行い、一次救急医療を推進するとともに、二次医療を担う市立病院との連携等を、今後さらに密にし、安心して日常生活が送れるよう体制づくりを推進します。

### 3. 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 信頼される学校づくりの推進

##### ①命を大切にし、心を豊かにする教育の充実

児童・生徒の望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの命や人権を尊重する意識と実践力を養う人権教育のさらなる充実を図ります。

また、子どもの心に響く道徳教育の推進や、地域と学校との連携・協力による職場体験学習を行い、ボランティア精神や、社会生活上のルールを身に付け、豊かな心を育む取り組みを進めます。

##### ②自ら学び、考える力を育てる教育への取組

基礎的・基本的な知識・技能はもとより、自分で課題を見つけ、自ら考え、学び、主観的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力、さらには、他の人と係わる力や社会のルールに適応する力などの社会性の育成を推進するため、教職員の研修体制を強化し、授業方法の工夫と改善に努めます。

また、先輩に学ぶ講座の開設、職場体験学習等を進めることはもとより、子どもたちが「学ぶこと」と「働くこと」を関連付けながら、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につける教育を進めます。

今後も、家庭と学校が連携し、家庭における児童生徒の学習習慣の確立を支援していきます。

##### ③将来の子育て支援に係る教育への取組

児童生徒が幼児の心身の発達の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家庭の役割を理解し、将来家庭の中心として子どもを産み育てる役割と責任があることの自覚を促すための学習指導を推進します。

また、実際に幼児に触れる機会となる職場体験学習等も含め、指導方法や指導体制を工夫し、児童生徒の状況に応じた指導を進めます。

##### ④家庭・地域との連携を進める学校づくりへの取組

学校において、子どもたちが安心して自分の思いを出し合える居場所をつくるため、研修の充実や、具体的な手立てやその活用の検討を行うとともに、学校・家庭・地域の連携協力強化を推進します。

望ましい子育てのあり方とその方法を家庭や地域に発信するため、現在実施している関係機関での子育てに関する相談や講演会の実施、子どもや保護者の悩み相談のため、スクールカウンセラー等のさらなる充実に努めます。

また、名張市教育研究所において、教職員や保護者が、教育や子育てについて学ぶことができるよう研修講座を充実させ、子どもに関する教育相談体制を整えるとともに、学校支援地域本部等の機能を兼ね備えた組織や地域住民のボランティア活動の促進により、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進します。

## (2) 幼児教育の充実

### ①幼保一元化の推進

幼稚園・保育所相互の連携とそれぞれの機能の拡充を図り、多様なニーズに対応した幼児教育・子育て環境の整備等について、認定こども園制度や家庭的保育事業（保育ママ制度）など保護者や地域の事情に応じた取組を推進します。

また、施策の推進に当たっては、「名張市就学前教育・保育に関する検討委員会」の提言を踏まえ、市民のニーズを十分に踏まえた中で、官民のサービス水準や就学前児童の教育・保育内容を維持・向上していく仕組みを確立します。

### ②幼稚園、保育所と小学校の連携

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性と、子どもの発達や学びの連続性の確保から、幼稚園・保育所における幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、「小・幼・保連絡会議」の開催や合同で研修・交流する機会をもつなど、保育所・幼稚園・小学校の連携強化に取り組みます。

## (3) 家庭や地域の教育力の向上

### ①次世代の親の育成

思春期において、乳幼児を育てている親とふれあうことで、子どもを産み、育てるということの悦びを自覚させ、子どもを産もうとする意識を高めるとともに、家族の絆や親の想いを知り、家族や社会に対して感謝する気持ちを持つ機会を与えるために開催している「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」を今後も継続して実施します。

## 4. 子育てに適した良好な都市環境の整備

### (1) 良質な住宅の確保と情報の提供

#### ①子育て世帯への市営住宅の供給

ひとり親世帯や子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等がそれぞれのライフスタイルにあった住宅に入居できる住宅施策を推進します。

また、今後の市営住宅の整備においては子育て世帯への質的・量的な確保に取り組んでいく必要があることから、トータルコストを抑え、財政負担の軽減が図られる供給方式を検討し、子育て世代に向けた市営住宅のさらなる確保に努めます。

## (2) 安全・安心な都市環境の整備

### ①安心して暮らせる都市環境の整備

歩道の段差などが、ベビーカーや自転車の通行の妨げになっているとの回答が27.9%であることから、子どもや子ども連れの親の視点に立った道路交通環境整備を推進するとともに、安全安心な道路整備を進めるにあたり、三重県公安委員会や関係機関と協議を重ねます。

各地域に点在する街区公園を市内に15ある地域づくり組織のなかで地域の独自性を生かした利用を促進します。

地域コミュニティ交通については、平成19年8月に策定された「名張市地域コミュニティ交通推進方針」に基づき推進していますが、交通不便地域と位置づけられている地域についてはコミュニティ交通導入に向けた地域の自主的な取組を推進します。

また、推進方針に基づき市内のコミュニティ交通の推進を図るとともに、より市民のニーズにあった、さらに使いやすい、費用対効果の高い公共交通について検討を行います。

### ②安全・安心なまちづくりの推進

名張警察署、名張市生活安全推進協議会防犯部会、名張地区防犯協会、自主防犯団体連絡協議会などの関係機関と連携、情報を共有しながら広報、啓発活動を推進します。

青色回転灯を装着した車両や地域の自主防犯団体によるパトロールの実施などによる不審者対策など、地域ぐるみで子どもを犯罪から守る仕組みづくり、「自らの安全は自らが守る」という市民意識の向上、市・市民・事業者等の役割を明確にしたうえでの地域の主体的な取組を支援します。

また、市広報などを通じて、積極的な広報、啓発活動を実施し、犯罪のない安心安全な社会の実現を推進します。

## 5 職業生活と家庭生活との両立支援

### (1) 働き方の見直し等の啓発活動

#### ①職場や家庭への意識啓発の推進

商工会議所と連携し、事業主に対して労働条件の改善についての啓発や、多様な働き方の啓発及び支援、ワーク・ライフ・バランスの啓発を更に進めています。また、男女が、ともに家庭と仕事が両立できる職場環境づくりや、働き方の見直しを進めます。

父親が、育児の知識や技術を身につけられるような機会や情報を提供するとともに、父親の子育てへの参加を推進していくことが重要です。固定的な性別役割分担意識にとらわれない、家庭生活において家族の一員としての意識啓発を推進します。

### (2) 仕事と子育ての両立支援

#### ①企業での両立支援

事業主や事業主団体への仕事と子育ての両立支援についての啓発促進や研修会の開催とその啓発活動を重点的に推進します。

男女がともに家庭と仕事を両立させ、家庭や子育てに対する責任と役割を十分に果た

すことができるよう、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めるとともに、職場優先の意識改革や、固定的な役割分担意識、働き方の見直しを進めます。

### ②地域での両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と子育ての両立のための基盤整備としてファミリー・サポート・センター事業の充実、病児・病後児・夜間等の緊急サポート事業（軽い病児・病後児・夜間の預かり）の充実、放課後児童対策の充実を図ります。

また、引き続き、地域住民の運営による市内 16 小学校区の放課後児童クラブの充実や子ども会活動、放課後子ども教室の運営を促進します。

### ③家庭内の両立支援

労働者を対象とした多様な働き方の啓発及び支援、ワーク・ライフ・バランスの啓発を更に進めます。

また男女がともに家庭と仕事を両立できる職場環境の整備について、企業への働きかけや、男性の職場優先の意識改革に努め、家事育児等の積極的な参加等、意識啓発を進めます。

## 6 子ども等の安全の確保

### (1) 乳幼児の不慮の事故防止への取組

#### ①事故予防のための啓発

保育所等における事故発生時の適切な対応に努めるとともに、対処後はヒヤリ・ハット事例として報告し、検討会を実施するなど、職員の危機管理の意識を高める再発防止を引き続き取り組みます。

また、子どもが安全な環境の中で、育っていくことができるよう、より一層、安全管理と安全教育に努めるとともに、家庭内の事故予防に対する保護者の意識を高める啓発を進めます。

#### ②事故発生時の応急処置方法の啓発

子どもが不慮の事故にあった際に、適切な救急処置ができるよう、保育所、幼稚園の職員の他、広く市民を対象に救急救命処理が適切にできるよう、講習会の開催など、知識と技術の習得の機会を拡充します。

### (2) 子ども等の交通安全の推進

#### ①園児及び保護者に対する啓発事業の拡充

幼稚園や保育所においては、生命を守るために段階的かつ体系的な交通安全教室の開催や、チャイルドシート着用の徹底、基本的な交通ルールの指導等をさらに推進し、子どもや保護者への意識啓発を継続的に進めます。

#### ②小・中学校での交通安全教育の推進

小・中学校において、児童生徒自らが交通事故から身を守るための力をつけたり、安

---

全な行動に対する意識の高揚を図ったりするための計画的な交通安全教育を今後も進めます。

また、保護者、学校ボランティアや登下校安全指導員の配置等、学校のみならず、保護者、地域等が連携を深め、社会全体で児童生徒の交通安全教育を進めます。

### (3) 子どもを犯罪から守る環境及び活動の整備

#### ①子どもの犯罪被害防止意識の醸成

地域の特性を生かし、関係団体・機関との連携強化を図り、次世代育成支援を総合的に実施することのできる体制整備に取り組むとともに、地域間での意識や活動に大きな差を生じさせないために、全市的な取組を推進します。

#### ②子ども犯罪パトロール等の推進

各種機関・団体等で構成された「名張少年サポートふれあい隊」のパトロールにより、街頭で出会う青少年に「愛のひと声運動」として声かけを行い、青少年の非行防止の取組を継続して実践します。

今後も地域住民の防犯意識の向上を図ることにより、子どもを犯罪や非行の誘惑から守る活動を推進します。

#### ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

薬物乱用防止、深夜外出の制限や入場禁止施設の主旨徹底、未成年への有害図書やたばこ販売防止、非行のたまり場の撲滅など、有害環境の一掃のための呼びかけを青少年育成市民会議や、青少年育成推進員等の関係機関・団体ともに「有害環境一掃大作戦」として継続して実施します。

#### ④被害に遭った子どもの保護

いじめ・虐待等の被害に遭った子ども達の相談や通告を受けた場合は、小中教育相談室・家庭児童相談室・伊賀児童相談所・名張警察署等の各関係機関が名張市児童虐待防止対応マニュアルに沿って連携をとりながら、早急に対応を行います。

児童生徒の健全な育成には、家庭の協力が大切であり、望ましい子育てや方法について家庭や地域に発信するなど、積極的な家庭への支援を促進します。

## 7 要保護児童への対応

### (1) 児童虐待防止対策

#### ①相談体制の充実

育児相談、発達相談、健康相談等、児童に関わるさまざまな相談について、家庭児童相談室・子ども相談室・こども支援センター「かがやき」、保健センターなどが相談に応じるとともに、相談を受け付けた機関は、他の関係機関と連携し早期に適切な対応を引き続き図ります。

また、子どもに関わるさまざまな相談に適切な支援が図れるよう、相談員が研修会や講演会に積極的に参加し、幅広い知識と技能の習得に努め、資質の向上に努めるととも

に、専門機関と連携を図りながら相談体制の充実を図ります。

## ②児童虐待の防止

児童虐待の発生を予防するためには、健康診査や健康相談、「こんにちは赤ちゃん訪問」（乳児家庭全戸訪問）事業を通して、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭に対しては保健師や家庭児童相談員等による養育支援訪問事業を積極的に取り組みます。

また、児童虐待防止マニュアルに基づき、関係機関が連携して、児童の虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に向けて積極的に取り組みます。

さらに、要保護児童対策地域協議会が有効に機能するよう、調整機関の事務局体制のさらなる機能強化・充実を図るとともに、講演会や研修会等の開催等により、関係機関の資質向上、市民への意識啓発に努めます。

## (2) ひとり親家庭の自立支援

### ①相談体制の充実

母子家庭の自立に関する相談内容が複雑化するなか、個々のケースに応じた適切な助言指導が必要です。

母子家庭の自立支援に向けて、母子自立支援員の資質の向上を図るとともに、関係機関の情報を収集し、施策の動向を把握することにより、的確な支援が行えるよう努めます。

### ②生活支援事業の拡充

さまざまな支援制度を有効に活用し、子育て支援、生活支援、修学支援、就業支援等の経済的支援を行います。とりわけ、現在、国は母子家庭の自立支援に向けて期間を定めた支援の拡大を実施していますので、自立支援の促進に向けて、対象者に情報提供を行い、制度の活用を促進します。

また、父子家庭に対しても、児童扶養手当の支給等をはじめとした生活支援施策の実施を国の施策に基づき推進します。

## (3) 障がい児施策の充実

### ①発達障がい児総合支援体制の充実

保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関が連携し、継続して乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を継続的に行うために、専門的に推進できる組織体制の整備に努めます。

### ②療育・保育・教育の充実

保育所・幼稚園においては、障がい児の受け入れを推進するとともに、個別乳幼児特別支援事業において、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関が連携し、乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を行い、就学前から就学へのスムーズな移行を行います。

学校においては、特別支援教育コーディネーターの力量を一層高めることにより、特別支援教育に係る支援力の向上を図り、子どもの「困り感」にいち早く気付き、学校体制として適切な支援ができるよう研修の充実と支援体制の強化に取り組みます。

また、保育所・幼稚園との途切れのない支援に向けて、小・中学校、保育所・幼稚園の特別支援教育コーディネーターによる相互の参観、ケース会議を充実します。

さらに、市内及び周辺市町村の発達障がい児を中心とする中軽度の障がい児を対象として、関係機関と連携して、総合的かつ継続的な医療を含む専門的な療育を実施するとともに、保護者や家族に対して適切な支援を行うため、「療育センター」の整備に努め、児童の健全育成の推進に努めていきます。

### ③在宅福祉サービスの充実

児童デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの提供により、療育上の負担を軽減し、障がいのある児童を抱える親や家族を支援します。

また、障がい特性に応じた多様なニーズに対し、ホームヘルプサービスやデイサービス、日中一時・移動支援事業やショートステイなどの障がい者自立支援法による基本的なサービスの充実のほか、公的サービスでは対応できないインフォーマルなサービスの整備調整を図り、在宅支援を充実します。

